

平成27年度第5回 京都市環境影響評価審査会

【 摘 録 】

日 時：平成28年1月18日 14：00～15：45

場 所：職員会館かもがわ 2階 大会議室

出席委員：板倉豊委員，大久保規子委員，笠原三紀夫委員，河瀬玲奈委員，倉田学児委員，
柴田昌三委員，島田洋子委員，安田龍介委員，山田悦委員

議 題：①「京都市立芸術大学移転整備」に係る配慮書案についての審査

②「醒泉・淳風統合小学校施設整備事業」に係る配慮書案についての審査

議 事 1 開会

2 議事 以下のとおり

3 閉会

－ 摘 録 －

事 務 局 現在，9名の出席をいただいている。京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき，総数15名の3分の1を超えており，本審査会が成立していることを報告する。

事 務 局 以降の議事進行は，笠原会長にお願いしたい。

笠 原 会 長 それでは，議題1「京都市立芸術大学移転整備」に係る配慮書案についての審査に移る。
まず事務局から資料1-1及び資料2-1について説明をお願いする。

事 務 局 資料1-1は前回の審査会でいただいた意見をまとめたもので，欠席された委員の皆様にも確認をお願いし，意見の漏れがないようにしている。また，それらの意見を踏まえ，答申の事務局案をお示ししている。
資料2-1は，資料1-1の答申案部分をそのまま抜き出し，答申書の形式に整えたものである。

< 資料1-1・2-1 読上げ >

笠 原 会 長 まずは，「全般的事項」について，意見はないか。意見はないようなので，原案のままでもよいか。

一 同 （異議なしの声あり）

笠 原 会 長 それでは原案のままとする。
続いて，「水質」について，意見はないか。

大久保委員 配慮書案のp34によると，事業者は，「汚水は公共下水道に放流するため，公共用水域の水質を汚濁する恐れはない」という認識を持っているようなので，「排水処理方法の検討に当たっては十分留意すること」という意見では，何を検討すればよいのか伝わらないのでは。具体的な検討事項を明示しなくてもよいのか。

島 田 委 員 ここでは，有害物質を含む排水が懸念事項であるので，「有害物質を含む排水の処

理方法」と記載するなど工夫が必要である。

大学施設であれば、排水を処理する施設は設置されるはずなので、有害物質を含む排水についての処理を徹底し、公共下水道に影響を与えないようにしてほしい旨の意見とする方がよいのでは。

板倉委員 配慮書案のp20に、「公共下水道へ排出する場合の水質基準」が記載されている。上下水道局の厳しい指導があるかと思うので、事業者としては当然この基準を守るものかと想定される。

島田委員 当然守られるだろうが、特に注意すべきである旨が伝わればよいのでは。

大久保委員 前回の審査会での意見の趣旨は、公共下水道に放流される有害物質について、新しく設けられる処理施設での処理により水質基準が守られることは当然だが、その値がより少なくなるよう配慮してほしいというものだったのか。

事務局 前回の審査会で事業者は、有害物質を含む排水について、「業者による引取りを主に考えている。それでも処理しきれない洗浄水等については、敷地内に排水処理施設を設け、公共下水道に放流可能な数値まで希釈したうえで、排水することを予定している。」と説明していた。

大久保委員 そもそも、配慮書案のp34では、環境要素として、「水環境」の「水質」が選定されていないが、答申書で「水質」という項目で意見を述べてよいのか。「全般的事項」で、「水質」への影響を選定するよう述べる必要があるのではないか。

笠原会長 議論すべきは、まず、①環境要素に「水質」を選定するよう意見を述べるかどうか、②述べるとしたらどのような表現にするか、の2点である。
まず、環境要素の選定について議論したい。

山田委員 事業者は、前回の審査会で、有害物質を含む排水を適切に処理する旨答弁していた。答弁では、事務局からも説明があったとおり、業者による引取りが主で、懸念されるのは、洗浄水等であるとのことだったので、念を押す意味で答申書案にこの意見が記載されているのだと認識している。調査・予測・評価の対象となる、「重大な」環境影響に選定するほどではないように思う。

板倉委員 上下水道局で厳しい基準を設定されているので、当審査会では、慣例的に公共水域について議論してこなかった。芸術大学については、かなり有害物質を取り扱うので、特に厳しい指導が想定される。

笠原会長 では、次に、「その他」として取り扱うか、「水質」のままとするか、どちらが適切か。

板倉委員 全般的事項で「環境要素が、適切に選定されている」と言いながら、「水質」として意見を述べるのは矛盾ではないか。「その他」で述べる方が適切であると思われる。

笠原会長 それでは、「その他」で述べる場合の内容についてはいかがか。

大久保委員 「事業活動に伴い発生する有害物質を含む排水については、」までは原案同様に、それ以降、「公共下水道への負荷が可能な限り低減されるよう、排水処理方法の検討に当たっては十分留意すること。」としてはいかがか。

- 笠原会長 ただいまの文言に修正するというだけでよいか。
- 一 同 (異議なしの声あり)
- 笠原会長 ほかに意見はないか。
それでは続いて、「生態系」について、意見はないか。
- 事務局 「生態系」についても「水質」と同様に、環境要素として選定されていない。
- 柴田委員 ビオトープの存在を失念していたのであれば、「全般的事項」において、環境要素として新たに選定するよう指導する必要があるのではないか。
また、工事によって高瀬川へ重大な環境影響が出ないとも言えないのでは。
- 笠原会長 配慮書案 p 34 では、選定しない理由について、「自然環境に影響を及ぼすような行為はない。」と記載されているが、柴田委員の意見では、自然環境に影響を及ぼすような行為がなくはない、というものである。ほかの委員はどうお考えか。
- 大久保委員 エコロジカル・ネットワークの観点から、ビオトープと高瀬川につながりがあるのであれば、自然環境に影響を及ぼすような行為はないという認識は改めていただきたい。
- 事務局 p 38 には、「高瀬川を活かし、親水スペースを整備する」と記載されている。
- 大久保委員 十分考慮していただくためには、環境要素として選定してもらおう可能性もあるのでは。
- 島田委員 環境要素が新たに追加された場合、評価結果などほかの場所の修正も必要となるのでは。
- 河瀬委員 前回の審査会では、p 9 の「自然」に「貴重な動物・植物の生息・生育はないものと考えられる。」と記載されていることについて、認識を改めるよう指摘があったように記憶している。
- 板倉委員 廃校になってから久しいため、ビオトープは以前のように維持管理がなされていない。配慮書案 p 38 の図に記載のあるように、ビオトープであるという認識はあるようなので、事業実施後も継続して利用していただきたい。今はホタルも飛んでおらず、貴重な生物はいない(だろう)。
- 河瀬委員 「生態系」については、工事・存在・供用のどれを選定するのかと、「○(事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素、又は、複数案間において影響の大小が明確となる環境要素)」と「●(事業実施段階の環境影響評価の方が適切な環境配慮が検討できる環境要素や、いずれの案であっても差異の見込みが考えにくい環境要素)」のいずれを付けるのかについて議論する必要がある。
- 事務局 ビオトープのある A 地区については、2 案間で計画について差がないため、「○」として選定しても、比較のしようがないのではないか。
- 笠原会長 2 案からより優れた案を選定する際に、「生態系」は優劣のつく項目ではなく、また、比較・評価対象として選定すると配慮書案の骨格が大幅に変わってしまうことが想定されるので、比較・評価対象となる環境要素として選定はせず、原案のような内容を答申として述べるということではいかかがか。

- 大久保委員 「●」（いずれの案であっても差異の見込が考えにくい環境要素）として選定した方がよいのではないかと。
- 島田委員 「●」に選ばれたほかの環境要素については、p 4 2に配慮方針が記載されている。「生態系」についてもここに反映していただければよいのでは。
- 笠原会長 では、p 3 4の「生態系」に「●」をつけていただくこととするが、工事・存在・供用のどれについて選定する必要があるだろうか。
- 大久保委員 「工事」による影響があるのは明らかであり、また、整備したものをいかすにはメンテナンスが必要になるので、「供用」についての影響も選定すればよいのではないかと。
- 笠原会長 では、「生態系」の「工事」及び「供用」について「●」をつけるよう答申書に盛り込むということよろしいかと。
- 一 同 （異議なしの声あり）
- 山田委員 重大な影響であるかどうかについては事業者が判断するのでは。
- 笠原会長 では、生態系の選定についてどこにどのように記載するか。
- 大久保委員 技術指針に、「事業実施段階の環境影響評価の方が適切な環境配慮が検討できる環境要素や、いずれの案であっても差異の見込が考えにくい環境要素については、特定に留め、抽出する必要はない」とあるので、「生態系」を特定するよう指摘すればよい。
- 笠原会長 では、「全般的事項」は原案のままとし、「生態系」のところで環境要素の追加について記載してはどうかかと。
- 大久保委員 「計画地は、元崇仁小学校に設けられているビオトープなど、貴重な生態系を有する場所であるため、」までは原案のとおりとし、「工事中及び供用による影響を受けるおそれのある環境要素として「生態系」を選定し、」を間に追記し、以下原案どおり、「事業の実施に当たっては、動物・植物の生息・生育を把握し、事業実施後もそれらの自然が維持・継承されるよう努めること。」とするのはどうかかと。
- 一 同 （異議なしの声あり）
- 笠原会長 ほかに意見はないかと。
それでは、続いて、「景観」について意見はないかと。
ないようなので、事務局提示案のままでよろしいかと。
- 一 同 （異議なしの声あり）
- 笠原会長 続いて、議題2「醒泉・淳風統合小学校施設整備事業」に係る配慮書案についての審査に移る。
まず事務局から資料1-2及び資料2-2について説明をお願いします。
- 事務局 資料1-2は前回の審査会でいただいた意見をまとめたもので、欠席された委員の皆様にも確認をお願いし、意見の漏れがないようにしている。また、それらの意見を踏まえ、答申の事務局案をお示ししている。
資料2-2は、資料1-2の答申案部分をそのまま抜き出し、答申書の形式に整え

たものである。

< 資料 1-2・2-2 読上げ >

笠原会長 「全般的事項」について、意見はないか。

大久保委員 (1)の「成されている」は、「なされている」ではないか。

事務局 修正させていただく。

笠原会長 ほかに意見はないか。ないようなので、事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

笠原会長 それでは、2つの議題の審議を踏まえ、修正した答申を事務局に読み上げていただく。

事務局 <修正した答申を読上げ>

笠原会長 ただいま読み上げた内容で答申としてよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

笠原会長 それでは、ただいまの修正をもって答申を確定させる。

< 答申書の受け渡し >

15:45 終了